

林久美子君 民主党の林久美子でございます。どうぞよろしくお願いたします。本日は予算の委嘱審査ということでございます。

現在、予算の削減そして人員の削減という大きな波が学校現場にも本当に当然押し寄せております。しかしながら、今、子供たちを取り巻く環境を見てみますと、子供たちが抱える様々な問題が多様化をし、また保護者の抱える悩みも本当に複雑になり、そして安全の問題等々、いじめの問題など、本当に大変な環境にある中で、ただ数字を合わせるということに力点が置かれ学校の現場から人員や予算が削減をされていくということに対して、私は本当に心から心配をしております。

今更申し上げるまでもございませぬけれども、教育というのは、今日対策を講じたからすぐ明日何か結果が出るというものではございませぬ。しかし、長い目で見て考えて、十年後、二十年後、五十年後、この国、日本がどういう国であるのかというのは、今を生きている、今生まれてきた子供たちに対して、どういうふうに大人がかかわり、どういう教育を行っていくのかということが本当に私は大事なのではないかなというふうに考えております。国家百年の計、正に人づくりこそが国づくりであるというような気持ちで文部科学行政が行われることを願ってやみませぬ。私、今日は、子供たちの学びの環境が少しでも良くなるようにという思いで質問をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、まず伊吹大臣にお伺いをいたします。

子供たちの健全な成長のためには、あらゆる発達段階において、家庭における教育、地域における教育そして学校における教育と、いろいろなところがどういうふうな教育を行うのかということが大変に重要であると思っております。

私自身にも今四歳の息子がいるわけなんですけれども、子供の成長を見てみると、やはり親が子供にかかわること、あるいは地域で同じような年齢の子供と遊ぶこと、あるいはおじいちゃんやおばあちゃんあるいは地域の大人がかかわることということで、正に大きな大きな可能性を秘めた原石という形で子供は生まれてくるわけなんですけれども、いろいろなかかわりを持つことによって非常に磨かれていく、子供の持つ力が発揮をされ、本当に日々成長していくという姿を見てみると、やはりそういう大人がどういうかかわりを持つのかというのは非常に重要ではないかなというふうに考えております。特に、学校現場においてどういう大人が、人々が子供にかかわっていくのかということは、いじめの問題なども深刻になっておりますけれども、重要な課題であります。

もう一つ申し上げますと、最近では、自分の保護者が働く姿を直接的に目にする機会が子供たちは非常に少なくなっております。しかしながら、自分たちはいろいろな、友人始め大人が自分たちにかかわって支えられ、育てられているんだということを体験し、実感をするということが大事でないかなというふうに考えておるんですが、まずは大臣のお考え

をお聞かせいただきたいと思います。

国務大臣（伊吹文明君） そのとおりだと思います。もう産業構造がずっと変わってきてますから、昔のように農業あるいは中小企業、伝統産業でお仕事をする方が残念ながら少しずつ減ってきております。みんなサラリーマンとして、職住一致じゃなくて離れちゃって職場へ行っておられますから、保護者がどういう日々を送りながら自分を育ててくれ、自分の食べるものを稼いでくれているのかという姿を見られないですよ。

ですから、それは先生のおっしゃるとおりで、学校現場でもいろいろな方々が働きながら自分たちの日々の学びを支えてくれているということぐらいは、せめてやっぱりしっかりと理解をしてもらいたいと思います。

林久美子君 ありがとうございます。

本当に私も、だからできるだけ多様な人が学校の現場にもいて子供にかかわるべきであるというふうに考えております。

小学校低学年の一、二年生に設けられている生活科という学習指導要領には、次のような目標と内容が記されております。釈迦に説法で恐縮でございますが、少しお耳をおかしください。

目標、「自分と身近な人々及び地域の様々な場所、公共物などのかかわりに関心を持ち、それらに愛着をもつことができるようにするとともに、集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、適切に行動できるようにする。」、内容、「学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友達のことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子などに関心を持ち、安全な登下校ができるようにする。」と、こういうふうに記されております。

この学習指導要領は、大臣も非常に大切だとおっしゃっております公共の精神というものはぐくんでいくためにも重要な内容が記されているというふうに思いますが、大臣はこの内容についてはいかがお考えでしょうか。

国務大臣（伊吹文明君） 今、林先生がお読みになったとおりの指導要領を定めておりますので、特に小学校の場合は担任の先生とほぼいつも行動しているわけですがけれども、それ以外に校長先生もいれば教頭先生もいる、用務員の方もおられれば、時々チェックに来てくれる校医の方、歯科の校医の方もおられるし、給食のお世話をしてくださる人もいます。そういう大勢の人の中で自分が実は学んでいるんだなと。

そういう中で、人間関係にある程度やはり理解をしなくちゃいけないし、教室でそういうことを学ばんじゃなくて給食を作っている現場へ行ってみるとか、これはやっぱり先生の感性なんですね、良き教師かどうかというのはこういうところで分かれてくるんだと思いますが。そういう中で、これだけの労働力というんですか、みんなが頑張って給食作っ

てくれるんだなということが分かれば、先ほどの有村先生の御質問じゃないけれども、給食を食べるときはお金を払ってるからありがたいと言わなくていいというんじゃないんですよ、大勢の人の労力の結果、ここにこのものがある。そして、もっと言えば、鶏を飼っていればその卵を鶏が産むのを、卵を食べちゃってるということ、植物を育てればいずれ花が咲くであろう植物を切って自分たちがおなかの中に入れちゃうことによって生きる、これは自分たちが生きていくんだ、それに対してありがたいと、こう言うわけですね。

そういう敬語の使い方、感謝の気持ち、人間関係をはぐくんでいく、それがやっぱり非常に大切なことで、今先生が御指摘になっていること、学校現場でも学べることはたくさんあるということは、私は全く同感でございます。

林久美子君 ありがとうございます。

そして、今の大臣の御答弁の中にも、例えば学校には用務員さんもいらっしゃいますねというお話がございました。本当に、給食調理員の方もいろんな方がいる中でこれまでは学校というのがあったわけですけども、実際、では、今どうなっているかということ、こうして子供たちの学校生活や学びを支えている方というのがどんどんどんどん減ってきているという現状がございます。調理員の方が存在しない学校、学校用務員の方がいらっしゃらない学校というのも実は増加をしているわけですね。

具体的にちょっと御紹介をさせていただきますと、公立小学校における学校用務員の人数で見ますと、平成十四年には二万三千七百三十七人であったのが、平成十八年には二万九百三十六人に減っています。少子化や合併などで小学校の数そのものが減少しているということもございますが、この五年間で小学校が九五%に減少したのに対して、学校用務員は八八%に減少しております。つまり、過去五年間だけでも、学校の減少の割合以上にそこにいる人々の割合が減ってきているということなんだと思います。

正に、これは学校が本来持っているべきである多様性というものが失われてきていることにほかならないと考えますが、大臣の御所見、いかがでしょうか。

国務大臣（伊吹文明君） 私は、文部科学大臣としては先生のおっしゃっていることはもう一〇〇%賛成です。ただ、日本の国を預かっている政治家という立場で考えると、いろいろなことのバランスを合わせていかなきゃいけませんよね。林先生のおうちは御主人がやっておられるのか先生がやっておられるのか分からないけれども、家のやはり家計というか、予算のバランスを取らないといけません。ここは増やしたいけれども収入はこれぐらいしかないからどうしようとか、いろいろなことを考えながらみんなやるわけですね。

先ほど来、有村先生の御質問の中で、財務省がいろいろ池坊さんの攻撃などを受けておりましたけれども、しかし、財務省の連中も、給食の費用をお父さん、お母さんに出してもらって、教科書の無償化をして、義務教育の無償化で大きくなって財務省へ入れたわけですよ。そういうふうに考えると、結局これは最後は国民の選択なんですね。ですから、

今は少し例の行政改革推進法その他で財政のバランスを合わせようというこの流れですと来ています。

これは教育だとか命だとか、こういうどちらかという市場経済に非常に乗りにくい分野について国がどこまでどういうことをするかということは、国民自身が自分で最後の決着を投票で付けないといけないんですよ。だから、とかく起こっていることは、野党の皆さんもこれは協力してやらないといけないんですが、財源を必ず明示して、そして、このことをこういうふうにしていこうじゃないかということをお互いに協力して国民に訴えていくと。だから、不必要なところがあるんなら自分たちはここをカットしますと、あるいは追加の財源を求めますと。私は、教育の分野にはもう少し財源を投入してもらいたいということは概算要求の段階から主張したいと思っておるんです。

今の行政改革推進法では、先生がおっしゃった用務員の方々の、教職員も含めて法律で縛られちゃっていますよね。だから、国民の合意がここにあるのであれば、国会で法律は変えればいいわけで、教育について。その代わりに、国民はその負担を負担すると。このことだけで所得税を上げるとか消費税を上げるとなかなか言えないでしょうが、私は、税制改正というものが年金だとか高齢化社会に関して論じられているようすけれども、税制改正があるときは、そのときの文部科学大臣はだれか私はよく分かりませんが、その人は必ず、厚生労働大臣が手を挙げるのに合わせてそのときの文部科学大臣は手を挙げなければいけないと私は思っております。

林久美子君 今、文部科学大臣というお立場と一人の政治家というお立場からお話をいただいたわけなんですけれども、確かに財政のバランスという問題はあると思います。しかしながら、私が冒頭申し上げましたように、やはり、そういうバランスの中にあっても、本当にこの国の未来を思えば、そういう意味では万難を排して子供たちの教育には私はやはり力を注がなくてはならないんだというふうに思っております。当然、我々も一生懸命やらせていただきますけれども、大臣のより一層の強いリーダーシップで、そこはより一層のお力添えを私はお願いをしたいというふうに思っております。

具体的には財政のバランスの中で学校用務員の方が減ってきているという現象が今現れてきているんだということだと思いますけれども、これ少し視点を違って考えますと、今学校の安全というのが大きな問題になっております。例えば、学校における不審者の侵入問題であるとか、あるいは登下校時に犯罪に巻き込まれるケースというのは非常に増えてきているという中で、それこそ私がまだ子供のころは非常に学校開放の時代で、伸びやかに門もなく地域に開放される中で学んでいたという時代ではありましたが、随分と環境が変わってまいりました。

そうした中で、学校用務員の方の仕事というのは非常に多様なわけがございますね。例えば、神奈川県和学校技能職員の標準的職務表によりますと、例えば校舎内の清掃やごみの処理、樹木の消毒や防虫、あるいは学校行事に必要な看板の製作、さらには施設の安全

点検、巡回など、非常に多岐にわたっております。

これは非常にいろいろな話が重なってくる話でもあるんですが、大臣御自身も所信の中で、なるべく学校の先生にはその職務に専念をしてもらえるように、そういう体制をつくっていきたいというお話もございました。しかし、現状でこの学校用務員の方がいなくなっていくということは、だれかがこの任を負わなくてはいけなくなってくるわけですね。これ後ほど総務省の方にも伺いたいというふうに思っているんですけども、結局、この学校現場における現業職員と呼ばれる方たちの削減は、裏を返せば学校教職員の負担の増加であり、それはひいては子供たちの教育環境の圧迫にも私はつながっていくのではないかなというふうに思っております。

さらには、先ほど申し上げましたように、学校安全という取組の観点から考えましても、これも今、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付統計によりますと、年々この給付件数増えておりまして、二〇〇五年度には二百八万件になっているわけでございます。今よりもっともって子供の数が多かった一九七七年に百万件を超えて、これはもう大変だということで法律の改正が行われたりしたわけですけども、子供の数が減っているにもかかわらず、こうやってどんどんどんどん事故や事件が増えているわけですね。

そうした中で、やはりその人たちを削るということがひいては子供たちのそういう安全性の確保を損なうということにまで私はつながっていくのではないかというふうに思っておるんですけども、この点について、これは通告していた質問を二つを一つにしちゃいましたけれども、御所見をお伺いしたいということと、あと一つ御紹介をしたいのは、この安全という問題が非常に保護者の方の中でも大きな不安の要素となっているこの社会において、学校用務員の方々も、我々が学校安全の中心を担っていこうではないかという気概を持って今取組も始めていらっしゃる。

こうした点についてどのような感想をお持ちでいらっしゃるか、二点併せてお願いいたします。

国務大臣（伊吹文明君） まず先生、通告というのは一応のめどですから、通告外の質問をしても結構ですし、二つ三つ一緒でも結構ですし、通告しても質問しなくたって構いません。

林久美子君 ありがとうございます。

国務大臣（伊吹文明君） それからもう一つは、日本の将来を担っていく子供たちがそういう財政の中でも特に重要だということは全く共通の認識なんですよ。しかし、それを言い放してしまっているだけでは、これはニュース解説やテレビでの話としては通ずるけれども、政治家としては通じないですよ。

ですから、どこを削ってどこを増やすか、そしてどこにめり張りを付けていくか、さら

にその大きな枠ができないなら、この前の質問のときに鈴木先生がおっしゃっていただいたように、私は概算要求ができた中で大臣になりましたから、できている土俵の中では最大限の相撲を取ったつもりなんですよ、十九年度予算は。しかし、二十年度予算は土俵を広くできる可能性は私が大臣を引き続きやっていたらあるんですよね。そこはひとつ民主党の皆さんも協力してもらって、ここが大切だということを言いつ放しにせずに、大切であればどこを減らしてここを充実する、さらに、それが無理であれば土俵を大きくしていくために税制改正の、参議院はつらいかも分かりませんが参議院選挙、消費税を上げようよとか、一緒に声を出してもらいたいんですよ。そうしないと、これは一方的な話になっちゃいますから、その点は是非協力して子供の将来のためにやっていきたいと思いません。

そして、今おっしゃっているようなことが現実には起こっているんですよ。私もそれは認めます。これは行革法の中で、「その他の職員の総数について、児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせる」ということを法律で決めておるわけですね。しかし、教職員をできるだけ減らさないようにして用務員にしわを寄せているから今のようなことになっているということがあるとするれば、それは先生がおっしゃったように、学校の安全とか安心とかいう意味からはおかしいことなんですよ。

ですから、これは私が直接、例えば滋賀県の、あるいは彦根市の学校の先生をこれぐらいにしなさい、用務員をこれぐらいにしなさいということを決める権限がないんですよ、私には。その権限があるのは滋賀県知事であり、彦根市長なんです。ですから、本当に先生がおっしゃっているような重要なことであれば、そうしてもらわないと困りますということをおしはお願いをします。お願いをします。そのとおりやってくれていない場合に、本来、未履修があってもこれをチェックされるのは当該教育委員を任命された首長であり、その首長の任命を承認された地方議会の役割なんです。これが地方自治の本来の姿なんです。それができていないもんだから、地教行法の改正だとかってという話が今進んできているわけなんです。

ですから、私は先生と同じ考えです。ですから、できるだけ教員の方にも事務の負担が掛からないように、しかし濃密に先生方が児童生徒に対応できるようにということを、残念ながら行革法という土俵の中で動かして、しかも権限がない私が地方自治体をお願いをしているということが現状なんです。教育行政の現状なんです。

これがいいかどうかということをおしは今回出す三つの法律の中で是非、民主党の皆さんにも積極的に私は御議論をしていただきたいし、そういう交付税措置だとか何かがあるのに、なぜそういう現状が起こっているのかということは、まあ総務省に聞いてもなかなかこれは難しいと思うけれども、地方自治体を管轄している総務省の意見を一応聞いてやってください。

林久美子君 ありがとうございます。

地方自治体にお願いしているのが現状だというお話がございましたけれども、地方分権という形の中で今そういうお話もいただいたわけですが、せっかく伊吹大臣からもお話がございましたので、総務省の方にも二点お伺いをしたいと思います。

まず一点目なのですが、お願いをしていると今大臣のお話ございましたけれども、平成十七年の八月に各都道府県の総務部長会議を招集をされてこんなふうにおっしゃったと伺っています。民営化が言われている時代において、いまだに現業職員の採用を行っている例がある、とりわけ教育委員会にあるとお話になったと、学校現業職員の削減をある意味で指導をされたというふうに伺っております。こうした指示が実際にあったのかどうかということが一点です。

二点目に、現業職員については民間委託等を推進する立場であるというふうに伺っておりますけれども、ある意味では、民間に委託するかしないかはそれぞれの自治体の判断でもあり、財政力にもよるわけでございます。先ほど来、伊吹大臣の御意見も私の思いも聞いていただいておったかと思うんですけれども、要は、何でもかんでも人を減らせばいいというもんじゃないと思っているわけですね。

確かに、多分大臣は来年度の予算はまたしっかりと戦ってくださる、二十年度頑張ってくださいということだと思いますけれども、その学校現場というものの特殊性というか、やっぱり私はそれがあると思うんです。子供の成長にかかわるということは、これは本当に失敗をすればその子供の人生を台無しにすることにもつながることであって、子供を実験の主体にするようなことがあってはならないと。要するに、子供に対しては最善の環境をつくっていかなくちゃいけないと思っております。

この二点ですね。一点目、そういう指示があったかどうか。二点目に、本来であればその予算の部分、財源の部分でできること、できないことあるでしょうけれども、やっぱり子供を育てるということに関してはしっかりと人を配置をするべきではないかということについて、二点お伺いしたいと思います。

政府参考人（門山泰明君） 二点、お尋ねがございました。

まず一点目でございます。平成十七年八月の全国の都道府県総務部長会議におきましての発言についてのお尋ねでございます。

御指摘の総務部長会議におきましては、地方公共団体において、警察、教育、清掃、この部門におきまして技能労務職の採用が行われていることを指摘いたしまして、技能労務職の採用に当たっては真に正規職員でなければ対応できないものなのかどうか十分に御検討を願いたいと、こういうことを申し上げたところでございます。

二点目でございます。二点目のお尋ねに関しましては、先ほど来お話でございますように、昨今の厳しい行財政の状況を踏まえ、地方公共団体におきましても徹底した行財政改革を進めていく必要があるということで、総務省といたしましても、平成十七年の三月に新地方行革指針というものを示したしまして地方行革を進めているところでござい

ます。この中で、行政改革推進上の主要事項の一つといたしまして、民間にできることは民間にゆだねると、こういう考え方から、地方公共団体に対しまして事務事業全般にわたって総点検をお願いし、民間委託の推進ということもお願いしているところでございます。

特に技能労務職についてお尋ねでございましたが、技能労務職の在り方につきましては厳しい意見もあるところでございます。学校現業職員を含めましてすべての技能労務職につきまして、それぞれの分野におきます役割を検証し、正規職員での配置が適切であるかどうか、各地方公共団体におきまして大いに御議論いただきたいというふうに考えておるところでございます。

林久美子君 真に正規職員でなくてはならないのかどうかというお話でございました。

聞くところによりますと、いわゆる非常勤でもいいのではないかと、あるいは民間委託でもいいのではないかと。例えば、学校も一つだけじゃなくて、一人の人に地域の中の三つも四つも学校を持ってもらって週に一回行ってもらえばいいんじゃないかと、そういうような話もあるようではございますけれども、本来、安全性の確保という観点など、不審者の侵入とかです、考えたときに、やはりきちっと子供の安全を守るという、そういう特殊性もあるわけですから、しっかりと、そういう意味ではきちっと安定した形で、腰を据えてそういうことに取り組んでいく方をやっぱりきちっと確保をしていくべきであるという私の考え方をお伝えをさせていただきたいというふうに思います。

国務大臣（伊吹文明君） 今の点は、総務省がお答えしたように、例えば昔なら警察官がやっていたりしたことを一部ガードマンが今やってるわけですよ。駐車違反の取締りなどは警察官の代わりに今委託した人がやっていますよね。だから、学校現場で民間に委託することができるのか、先生がおっしゃったようにフルタイムでないとできてないのか、できないのかということの要するに検証がしっかりなされた上で、いや、民間でやった方がいいんだということであれば、それはそれで私はいいと思いますが、その検証ができていくかどうかということが一つ。

それから、削減はこの行革の法律で掛かっていますけれども、地方財政というのはどういうやり方で成り立っているかということ、その自主財源というものが本来ありますね。そして、しかし提供しなければならない基礎的な公共サービスというものがあって、自主財源で足らざるところは交付税を入れて補っていくというやり方なんですよ。幾ら補っていくかということを決めるために教員の数、職員の数というのは、滋賀県なら滋賀県について幾らだということはきちっと計算されているわけです。その三分の一を精算払いとして我々が払っているわけですね。

だから、この交付税に入れてある数どおりやらなければすべていけないということでは

ないけれども、交付税の中に入ってる常勤職員のをほかの何かのことに回してしまって、残りの一部で民間のことをやってるといような地方財政の組み方をしている場合には、これは地方議会が厳しくそれを糾弾していただかないと困りますよということを申し上げているわけです。

林久美子君 分かりました。地方議会がしっかりと糾弾をしなくてはならないと。まあ、正にそのとおりだと思いますけれども、大枠のその方針という意味で、やはり国の子供たちの教育のトップで、そこを担っていらっしゃるわけですから、しっかりとその発せられるメッセージというものの重さがあると思いますので、是非とも、引き続き大臣には、多様な人がちゃんと学校現場で子供にかかわれるような強いリーダーシップをお願いをしたいと思います。

では次に、昨年成立をいたしました認定こども園についてお伺いをしたいと思います。

もう時間もございませんので、ぱっぱっと行きたいと思っておりますが、まずは認定こども園、四類型ございました。現在、認定こども園として認定を受けた施設の数と、その類型の内訳を教えてください。

政府参考人（銭谷眞美君） この三月一日現在の認定こども園の認定数は、全国で十三園でございます。内訳につきましては、幼保連携型が八園、幼稚園型が五園ということになっております。ただ、今年一月現在の調査では今後約八百六十件の申請が見込まれておりまして、その中には保育所型や地方裁量型の申請の見込みも含まれているところでございます。

林久美子君 ありがとうございます。

今後は連携型、保育所型も出てくるというお話でございましたが、現在のところ幼稚園型そして連携型のみであるというふうに御説明をいただきました。要するに、私立の保育所が認定こども園になった施設はまだ今のところないということだと思います。

そこで、厚生労働省の方にお伺いをいたします。

私立の保育所が幼稚園の認可を取って幼保連携型、幼保連携型じゃないとなかなか運営上難しいという面がございますので、幼保連携型を目指そうとするときになかなか都道府県から認可が下りないという声が寄せられているというふうに伺いました。そうした実態はあるのでしょうか。

政府参考人（村木厚子君） 委員御指摘のとおり、私どもも幼保連携型、特にお勧めをしているわけでございます。多くの自治体でいろいろな形で御工夫はいただいておりますが、それでも地域によっては御指摘のような状況があるというふうに聞いております。

林久美子君 なかなかおっしゃりにくいところあるかと思いますが、幼保連携型をできるだけたくさん進めていこうということで、幼稚園の認可の基準も下げ、保育所の認可の基準も下げ、その中でどうやって子供たちの保育、教育の質を守っていくのかというのを前国会では議論をしておいたわけですが、では何で私立の保育所が幼稚園の認可を取りにくい状況にあるのか、その理由を厚労省さんはどのようにお考えでしょうか。

政府参考人（村木厚子君） 私立の保育所が幼保連携型の認定こども園になるための幼稚園の認可申請ですが、基本的には都道府県の知事が地域の実情や申請内容等を総合的に勘案した上で御判断をいただくものということですので、それぞれ地域によって実情は異なると思います。

ただ、特にその設置主体の問題ですとか規模の問題というのは、これまでの幼稚園の認可とかなり違ってまいりますので、その辺り是非柔軟に対応をしてほしいということで自治体をお願いをしているところでございます。

林久美子君 しっかりと分析の内容を伺ったんですけれども、それは地域の実情というのはいろいろあって当たり前なんですけれども、厚労省さんとしてどういうふうに把握をしていらっしゃるのか、もうちょっと明確にお答えいただけますか。

政府参考人（村木厚子君） まず、私どもの希望としましては、十人程度の小さな規模でも幼稚園の認可をしていただきたいというようなことを考えているところでございます。ちょっと一つ一つの件についての何が隘路になっているかというところまで今細かい情報を持っておりませんが、一つはその規模の問題が非常に大きいだろうというふうに思っておりますが、実際にはそれぞれの自治体で、今のルールではなかなか認可ができないけれども検討中であるということでお答えをいただいているところが多うございます。

林久美子君 検討中であるというところの答えをいただいているところが多いということでもございましたけれども、要するに幼稚園の認可を取るときに定員を十人以上であればいいよということに議論をして定めたわけですね。ただ、実際はそれがなかなか進んでいないということなんだと思います。

何でこういうことを伺うかといいますと、先ほど、今のところ十三件が認定こども園の認定を取られたということでしたけれども、この中でいわゆるモデル事業に取り組みされた施設というのはたしか本当にごくごく二件か三件だったかと思うんですが、済みません、ちょっと教えていただいてもよろしいですか、件数。

政府参考人（銭谷眞美君） 先ほど申し上げました、既に認定を受けた認定こども園十三園のうち、平成十七年度の総合施設のモデル事業の実施園となっていた施設は三園でござ

ざいます。また、この四月一日に更に一園認定される予定になってございます。

林久美子君 今、三園というお答えをいただきました。要は、三十五施設がモデル事業に取り組んだわけですね。そのうちの三園しか認定こども園の認定を取っていないということです。

これ、では実際に何が起きてくるかということ、例えば私立の保育所が幼保連携型のこども園を目指していると、しかしながら幼稚園の認可が下りないと。このままでは、既にモデル事業のときに、通常であれば幼稚園に通う、いわゆる保育に欠けない子供たちが保育所にはいるわけですね。では保育所型こども園になるんですかとなると、これもよく御存じのように、認可を取らない限り予算が下りてきませんので、運営上非常に厳しくなると。直接契約だから、では保護者の負担が増えるのか、あるいは保育、教育の質が下がってしまうのかということになるわけですね。でも、今ここにも子供が入っているわけで、では例えばですよ、保育所型こども園にもなれずに、いや、うちもモデル事業をやったけれども、もううちは保育園に戻りますみたいな話になったときに、そこに入っている子供たちはどうなるのかという大きな問題があると思います。保育所に通常行く子供は保育所のままで措置されるわけだからいいんですけども、保育に欠けない子供たちというのはどうなるのでしょうか。

政府参考人（村木厚子君） 認定こども園に移行をされない場合は、保育に欠けないお子さんでございますので、これは保育所の定員の範囲内で私的契約児ということになるのかと存じます。

林久美子君 私的契約児というのは、これは要するに違法にはならないということなんですよね、要は。私的契約児という位置付けがあって、ただしこれは、だから入れちゃ駄目ということではないけれども、国の施設運営費負担金は支給はされませんよと、要は施設が負担をするか自己負担をしてくださいねということだと思います。

では、現状、私的契約児として何らかの施設に入所をしている子供の保育料というのは大体通常の保育料と比べてどうなっているのでしょうか。

政府参考人（村木厚子君） 委員御指摘のように、私的契約でお入りをいただくことそのものは全く問題がないわけでございますが、この保育料に関しましては、保育所と保護者の直接契約で入所をしていただくこととなりますので、保育料につきましても、実際に保育に掛かる費用を勘案しながら、保護者の所得状況や児童の年齢に応じた保育料を市町村あるいは保育所が独自に決めるということになるわけでございます。

実際にこういった保育の保育料がどういうふうになっているかを見ますと、市町村によっては保育に欠ける子と全く同じ徴収金基準額表を使っておられるというところもありま

すし、あるいは、国が定める保育単価を下回らない額ということで、かなり実際の費用に近い御負担をいただいている自治体もあるということで、相当幅があるかというふうに存じます。

林久美子君 要は、通常の子供と同じようなところか、高くなっているケースがあるということだと思います。

つまり、私立の保育所が例えばモデル事業をしていて、連携型になれない、あるいはもう保育所として戻ってしまおうとなったときに、そこに通っている子供とか保護者にはそういった意味では責任はないわけですね。まさかこんなことになると思っているわけじゃないわけですよ。だからこそ、ちゃんと一定の保育、教育の質が担保をできるのであれば、できるだけ当初の目的どおり幼保連携型の施設に転換をしやすいようにやっぱり応援をしていかなくちやいけないんじゃないかというふうに思います。とりわけ、当初から懸念をされていた保育料が、特にこども園なんか直接契約ですから、この件に限らず高額になるケースももしかしたら出てくるかもしれない。

そうした中で、伊吹大臣も大臣所信の中でも、幼児教育の無償化について検討をしていくというお話がございました。その後の銭谷参考人も、幼稚園だけでなく認定こども園も保育所も無償化に向けて検討するという御答弁も先日いただいております。そうした思いとはこれは正に逆行する現状が、この認定こども園をベースとしたモデル事業とか、その部分からも出てきているというふうに思うんですけども、その点についていかがお考えか、御所見をお伺いしたいと思います。

国務大臣（伊吹文明君） 後で政府参考人から事実関係を御報告させますが、私が所信で申し上げたのは正確にお聞き取りいただいていると思いますが、税制の改革と併せてということ、これは先ほどさんざん申し上げたことで、出の方だけ、給付のことだけ調子のいいことを言っても政治はできませんから、だから必ず税制改革と併せてということ、私、申し上げたと思います。

ですから、税制、そのときに私は、先ほどの御答弁で必ず文部科学大臣は、そのときの文部科学大臣は手を挙げなければならないということを使ったのは正にそのことにも関連するんですが、そのときは幼稚園だけを義務教育というか無償化にするわけには当然いかないんで、同じ、今の教育基本法で言えば日本国民、あるいはそのとき日本に住んでおられる方という拡大をするかどうかはそのときの判断なんだろうが、これは無償ということにする限りは一定年齢の人をすべて無償にしなければならないと。

今起こっている問題は税制改正の前の問題ですからね、少し局面が違いますが、私が申し上げたことからすると、起こっていることは少し残念だなという気はしながら、先生との問答は承っております。

政府参考人（銭谷眞美君） 私からもちょっと御説明をさせていただきたいんですが、いますけれども、先ほど来、保育所が幼保連携型の認定こども園になることがなかなか進まない、その理由として幼稚園の認可が取りにくいということが一因ではないかというお話がございました。

認定こども園の法律をお認めをいただきまして、その施行に際しまして文部科学省と厚生労働省では通知を発出をいたしまして、地域の実情に応じまして、幼保連携型の認定こども園となる場合に併設する幼稚園の定員が少人数でも認可することなど、各都道府県に対しまして設置認可に対する柔軟な対応を要請をしているところでございます。

これまで、私どもの調べでも既に二十県ほどでその小規模の認定こども園になる場合の幼稚園認可について審査基準等を改めたり、あるいは設置を可能であるというところがございます。また、九県で今審査基準等を改める方向で検討しているといったような状況でございます。また、もちろん、いろいろ準備等に時間は掛かっておりますけれども、そういう幼稚園の定員が少人数であっても幼稚園の認可が行われる方向で今お取り組みをいただいているところでございます。

林久美子君 分かりました。

準備等に時間が掛かっているというお話ございましたけれども、時間が掛かるということは、そこにいる子供の利用料がその間上がったたり、もう最悪の場合退園させられるわけですね。だから、やっぱりとにかく子供とか保護者の目線に立って、早急にスムーズに転換が行われるように、力強い取組をこれはお願いをしたいと思います。

大臣に御答弁をいただきましたお話も、税制とセットだということはもう重々承知でございます。ただし、ベクトルとしてそっちに向けていくということでの確認をさせていただきたかったということをお理解いただければと思います。

時間もございませんので、最後に一点だけ伺いをいたします。

これも認定こども園に係るんですが、幼稚園や保育所に国が出している補助金で保護者に対して支給をされているものに幼稚園就園奨励費というものがございます。これ、認定こども園に関していいますと、私立の幼稚園をベースにするこども園に通っている場合には支給されるけれども、保育所をベースにしたこども園に通っている場合には支給されないという現状がある中で、これ小坂前大臣のときなんですが、委員会の中でこんなふうに御答弁をいただきました。「実は、その点はこの法律を提出する際に私も疑問を持った点でもあるんですよ。すなわち、幼稚園型の認定こども園に通う保育園児には就園奨励金が出るんですね。それでいて保育所に通う幼稚園児にはこれが出ないというのはやはりバランスを欠くではないかと、こう私も思いまして、これについては検討を指示してありまして、運営の中で改善する方策を検討せいというふうに今言っております。」というふうに御答弁をいただきました。しかしながら、新年度の予算案を見ていると、この点について取組がなされてはおりません。

この点について、伊吹大臣のお立場からすればまた次のステップ、次の舞台でということになるかと思うんですけれども、この点について今後の方針を教えてください、御決意を伺いたいと思います。

国務大臣（伊吹文明君） ちょっとそれまでの事実関係を述べますから。

林久美子君 はい、お願いいたします。

政府参考人（銭谷眞美君） 認定こども園法の議決の際の附帯決議におきまして、「保育所型の認定こども園を保育に欠けない子どもが利用する場合であっても、幼稚園就園奨励費の活用等による保護者の保育料負担の軽減策について検討すること。」ということをおっしゃっておりまして、私どももその検討の必要性については認識をしているところでございます。

ただ、一方で保育所型の認定こども園における保育に欠けない子の利用は、先ほど申し上げましたように、まだ現実に行われていないわけございまして、そうした今後できるであろう保育所型認定こども園の保育料の実態等を踏まえる必要があるということや、先ほどちょっとお話ございましたけれども、一般の保育所における保育に欠けない子の保育料につきましては保育に欠ける子と同様の扱いをしている市町村もあるといったようなことから、この対応につきましては今後引き続きの検討課題として考えていきたいと今現在では思っているところでございます。

林久美子君 今のところないからというのではなくて、もう連携型を進めていくんだという御決意のほどを伺ったわけございまして、しっかりとそういうこともやっぱり視野に入れながら政策というのは、これはもう釈迦に説法で恐縮ですけれども、していったらいいはずでございまして、そこはしっかりとお取組をお願いをしたいと思います。

最後に、内閣府が二〇〇五年三月に公表された少子化対策に関する子育て女性の意識調査というものによると、少子化対策として経済的支援措置が重要であると考えている人に具体的に望ましいものは何ですかと聞いたところ、保育料又は幼稚園費の軽減というのが最も多くて六七・七％に達しております。こうした国民の声も踏まえて、この幼稚園就園奨励費の対象の拡大については積極的な取組をお願いを申し上げまして、私の質問とさせていただきます。

ありがとうございました。